

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（564））
2. 日 時：平成29年12月26日 10時30分～12時00分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

川崎管理管補佐、宮本管理管補佐、正岡安全管理審査官、田尻安全審査官  
皆川保安規定係長、穂藤保安規定係長

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他6名

#### 5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち重大事故等対処設備（フィルタベント関連等）設置に伴う廃棄物処理棟内の廃棄物処理設備の撤去及び使用済燃料乾式貯蔵容器の遮蔽計算について、本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

＜廃棄物処理設備の撤去＞

- 当該設備の撤去に伴い、27条第2号の適合性に変更がないことを整理して提示すること。

＜使用済燃料乾式貯蔵容器の遮蔽計算＞

- 原子力規制庁の技術情報検討会（12/19開催）において、議題となった「断面積ライブラリによる遮蔽評価結果への影響比較」を踏まえ、既許可の基準値に対する適合性への影響を整理して提示すること。

- (2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

#### 6. その他

提出資料：

- ・ 休止状態の設備の撤去による廃棄物処理及び貯蔵への影響について
- ・ 【BWRプラント】設置許可申請書添付八において固体廃棄物を貯蔵するタンク以降の処理設備がない例
- ・ 【PWRプラント】設置許可申請書添付八において固体廃棄物を貯蔵するタンク以降の処理設備がない例
- ・ 東海第二発電所 使用済燃料乾式貯蔵設備に係る断面積ライブラリ変更の場合の影響について

- ・ 東海第二発電所 DB分審査会合案件整理